

「請負・委任」と「シルバー派遣」の違い

	請負・委任による就業	シルバー派遣による就業
会員の就業日数や就業時間	①臨時的・短期的な就業(月10日間程度) ②厚生労働大臣が定めた軽易な業務(自動車の運転など、週20時間程度)	
会員との契約当事者	各シルバー人材センター	秋田県シルバー人材センター連合会
雇用関係の有無	会員とセンターとの間に、雇用関係無し	会員と秋田県シルバー人材センター連合会との間に、雇用関係有り
発注者の指揮命令	発注者は、会員に指揮命令できない	発注者は、会員に指揮命令できる
業務で使用する器材・設備等	センターが準備(借用する場合は、有償の双務契約が必要)	会員は、派遣先の指示により、主として派遣先の器材・設備等を使用
会員に対する報酬	配分金(雑所得)、源泉徴収の対象にならない	賃金(給与所得)、源泉徴収の対象になる ※登録時に個人番号の提供が必要
雇用保険・社会保険の適用	無し	無し
事故の際に適用される保険	シルバー保険(会員の国民健康保険等)	労災保険